

GHG プロトコル開示義務化とその影響について

関西支部会員 池田 丙午

(関西支部通信第48号＝26年6月号より転載)

はじめに

商工会議所やコンサル企業による「GHG スコープ3 算定」「サプライチェーン排出量算定」等のセミナーが活況を呈している。GHG プロトコル開示義務化に伴う状況であるが、本稿では、これについて整理した上で今後の影響について考察してみたい。

1. GHG プロトコルとは？

GHG (Greenhouse Gas : 温室効果ガス) プロトコル (以下、「プロトコル」と呼ぶ。) とは、企業や組織が排出する温室効果ガスをどのように計測し、報告するかについて定めた国際的な基準である。現在、世界各国で行われている温室効果ガス排出量の算定や情報開示の多くは、このプロトコルを基礎としている。

1992 年の国連気候変動枠組条約、1997 年の京都議定書などを通じて、加盟国は協調して温室効果ガスを削減することとなるが、そのためには、「誰がどれだけ排出しているのか」を測定する共通ルールが必要となった。

こうした背景のもと、1998 年に世界資源研究所 (WRI) と世界経済人会議 (WBCSD) が中心となってプロトコルの策定を開始し、2001 年に初版が公表された。その後、2011 年にはサプライチェーン全体の排出量を対象とする「Scope3 基準 (Scope3 Standard)」が公表され、企業活動全体を対象とした排出量管理の枠組みへと発展し、現在では、ISSB、CSRD、TCFD(注 1)、SBT (注 2)、RE100 (注 3) など、多くの気候変動関連制度や開示ルールの基盤として活用されている。

プロトコルの柱は、温室効果ガス排出量を「Scope1」「Scope2」「Scope3」の三つに分類して把握する点にある【図 1】。

Scope1 は、自社が直接排出する温室効果ガスである。例えば、自社工場で燃料を燃焼させることによる排出や、保有車両の燃料使用による排出が該当する。

Scope2 は、他社から購入した電力や熱、蒸気等のエネルギー使用に伴う間接排出である。使用電力自体は発電事業者が生産するため排出源は自社外に存在するが、企業活動に伴う排出として把握される。

Scope3 は、Scope1・2 以外のサプライチェーン全体で発生する排出であり、「川上」から「川下」まで、つまり、原材料の調達、物流、出張、従業員の通勤、製品の使用や廃棄までが広範に含まれる。例えば製造業では、自社の工場やオフィスからの排出よりも、原材料調達や製品使用段階で発生する排出量の方が大きいケースが少なくない。大企業は必要に応じ取引先に対し排出量データの提供を求めることとなり、影響は中小企業にも広がる。

企業活動に伴う温室効果ガス排出を「見える化」し、削減目標設定に加え、企業価値評価や取引先評価にも活用される共通言語として機能している。

2. 開示義務化の経緯と現状

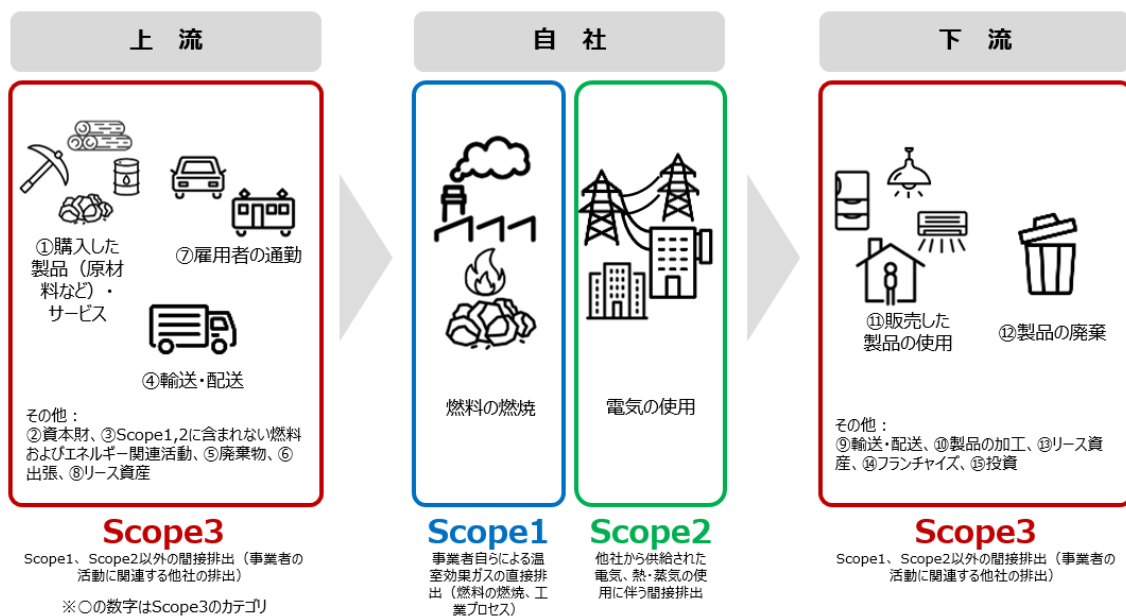
プロトコルは企業の自主的な排出量管理基準としてスタートしたが、気候変動対策の強化や ESG 投資の拡大等を背景に、開示の法的義務化が進展してきた。【表 1】に EU と日本におけるプロトコル開示義務化の主な流れを示した。

日本の財務（制度）会計では、金融商品取引法と会社法が、投資家と債権者保護を目的として適正な財務情報の開示を義務付けているが、（大袈裟に言えば）資本主義メカニズムでは、必要となれば、気候変動リスクへの対応状況等の情報も組み込まなければならない。「企業価値評価に欠けているものは何か？」。開示義務化を主導してきた EU が積み重ねてきた議論である。

2－1. EU と国際機関

EU では、企業活動全体の脱炭素化を進めるために、企業のサステナビリティ情報開示を義務付ける CSRD（企業サステナビリティ報告指令）を 2022 年から導入しているが、Scope3 も開示対象である。

国際的な会計基準を策定する IFRS 財団（国際財務報告基準財団）の下に設置された ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、気候関連情報の国際開示基準を 2023 年に公表した。ISSB 基準は世界共通の開示ルールを目指しており、多くの国や地域が制度設計の基礎として採用している。



【表1】国際基準・金融市場の動向とEU及び日本におけるGHGプロトコル開示義務化の流れ

年	国際基準・金融市場	EU	日本
1998	GHGプロトコル策定開始		
2001	GHGプロトコル初版公表		
2005	炭素市場の本格化	EU ETS（排出量取引制度）開始	
2011	Scope3 Standard公表		
2015	TCFD設立、RE100・SBT拡大	パリ協定採択	
2018	ESG投資拡大、ネットゼロ宣言増加	EUでサステナブルファイナンス政策強化	
2021	ISSB設立	CSRD提案	
2022	ISSB基準策定開始	CSRD成立	東証プライム市場でTCFD開示実質義務化
2023	ISSB基準（IFRS S1・S2）公表	CSRD発効	有価証券報告書でサステナビリティ情報開示開始
2024	ISSB基準の各国導入開始	CSRD適用開始（大企業）	SSBJ基準策定作業本格化
2025	ISSBが世界共通基準として定着	CBAM移行期間継続	SSBJ基準公表
（以下、予定） 2027～	気候情報開示の国際標準化進展	CSRD適用範囲拡大	時価総額3兆円超企業から法定開示開始予定
2028～2030	投資判断・資金調達への影響拡大	サプライチェーン全体への適用拡大	適用企業の段階的拡大

この結果、温室効果ガス排出量の把握と開示は、環境活動の一環ではなく、企業が市場で事業を継続するための「License to Operate（事業継続のための社会的許可）」として位置付けられつつある。

2-2. 日本

後発であるが、日本でも開示義務化に向けた制度整備が進んできている。

2022年には東京証券取引所プライム市場上場企業に対して、気候変動に関する情報開示が求められるようになった。さらに2023年以降、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示が制度化され、気候変動対応に関する情報開示が本格化している。

2025年には、日本版サステナビリティ開示基準であるSSBJ（サステナビリティ基準委員会）基準が公表された。SSBJ基準は上述のISSB基準との整合を図っており、有価証券報告書における法定開示の基準として活用される。

金融庁は、時価総額3兆円以上の企業から順次対象を拡大し、最終的には広く上場企業へ適用する方針であり、2027年3月期から一部企業での法定開示が始まる予定である。Scope3開示が事実上必須となる方向で制度設計が進んでおり、サプライチェーン全体で排出量を把握し、継続的に削減していくことが、日本においても企業経営上の重要課題となりつつある。

3. 公共部門について

ここまで企業に対する開示義務化について整理してきたが、次のような疑問が浮かぶ。「企業（サプライチェーン）に対して排出量の測定や開示を求める行政自身は、どのような取組を行っているのか？」

EUと日本について対比的に整理しておく。

EUでは「公共部門こそ率先して脱炭素化を進めるべき」、つまり、行政機関のプレゼンスは大きく、多額の予算を通じて膨大な物品・サービスを調達しているため、その行動が社会に与える影響は極めて大きいと認識されている。このため、行政機関自らが環境マネジメントシステム（EMAS）等を活用して環境負荷の測定・開示・削減を進めるとともに、公共調達政策（Green Public Procurement：GPP）を通じてサプライチェーン全体の脱炭素化も促進している。近年では、行政組織単体の排出量だけではなく、調達先や委託先を含めたサプライチェーン全体の環境負荷を把握しようとする動きも強まっている。企業にScope3開示を求める以上、公共部門も同様の視点で取り組むべきとの考え方が背景にある。

これに対し、日本では、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、政府実行計画や地方公共団体実行計画（事務事業編）が策定・運用されている。これにより、庁舎の省エネルギー化、公用車の電動化、再生可能エネルギーの導入などが進められており、行政機関自身の排出量削減に一定の成果を上げている。

しかし、その対象は主として行政機関が直接管理できる施設等で、scope1・2に相当する

取組が中心となっている。物品調達や委託事業、公共事業など、サプライチェーンに由来する Scope3 については、体系的な把握や開示は限定的である。有識者からは、Scope3 基準管理や、独立行政法人等「広義の公共部門」の取組拡大の必要性が指摘されている。

筆者も「広義も含めた公共部門」の評価については、極めて重要な論点・テーマであると考えている。

4. 想定される影響

開示義務化によって社会的にどのような影響が期待あるいは危惧されるだろうか。以下、主なものを挙げてみた。

(1) 開示義務化はこれまでの環境報告書の次元を超え、経営における「環境」の位置付けを大きく変え、ひいては持続可能な社会経済システムの形成に寄与することが期待される。つまり、「成長」が最上位、「環境」は補足的・免罪符的という関係を転換していく梃子となり得る。特に、

①透明で公正なルール下で「見える化」された実態に基づいて経営が進められることになり、気候変動対策の社効率性・公平性が大きく向上する。

②製品・サービスの質やコストが、B to B 及び B to C で照合・検証されることで、「サーキュラー・エコノミー」形成の基盤が強化される。

(2) 省エネルギー投資や生産性向上の契機となることも期待される。新たな技術やサービスを提供できる企業には成長機会が生まれ、排出量算定システム、省エネ設備、再生エネ、蓄電池、環境コンサルティングなど、脱炭素関連市場の拡大が期待される。これまで以上に会計、環境管理、サステナビリティ推進を担う人材需要も高まるだろう。

(3) 冒頭述べたセミナーの状況からも推察されるが、現在、多くの企業、特に中小企業では排出量算定に必要な専門知識や人材が不足していると考えられる。先行した EU でも課題となっているが、情報収集やデータ管理、報告書作成などの事務負担も小さくない。そのため、既に始まっている設備等補助金だけでなく、算定手法の普及、人材育成、相談体制の整備など、きめ細かな伴走支援が必要となてこよう。

その際、いわゆる地方創生、IT、コロナ関連の補助金でみられた、モラルハザードや補助金の形骸化には十分な留意が必要だろう。

(4) Scope3 開示が本格化すれば、大企業からの要請によって多くの中小企業が対応を迫られることになる。いわゆる下請けへの不正な圧力や取引選別などが生じないよう、制度・運用面での対応が不可欠である。この点については、労働組合の働きにも期待したい。

おわりに

本稿のテーマは、言い換えれば「測定」と「会計」であるが、「測定」の次に相当・相応の『削減』があつてこそその「会計」であろう。

『削減』の方法は、①省エネ（カイゼン又は新設備・装置）、②再エネ（低炭素エネルギー

一開発（調達））の2つしかない。

①について、例えば製造業では徹底的なカイゼンやムダ取りを進めてきたとされ、中小機構や地方自治体による伴走支援も行われてきた。生産性・競争力向上目的の設備投資補助も長らく続いている。

②はどうか。高市政権は「メガソーラーによる環境破壊」を喧伝したが、電気事業を認可し管理監督してきたのは国（経産省）である。今後、行政機関、企業はどのような再エネ開発を行うのだろうか。

既往の政策、施策や補助金等の問題に抜本的対策が打たれない限り、早晩、『削減』の壁に突き当たると思われる。（了）

【注釈】

（注1）TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）：気候変動がもたらす「リスク」や「機会」が、自社の財務にどのような影響を与えるかを分析し、開示することを推奨する国際的な組織・枠組み。

（注2）SBT（Science Based Targets）：5年～15年先を見据えた削減目標を企業が設定し、SBT事務局（SBTi）から認定を受ける制度。

（注3）RE100：企業が遅くとも2050年までに「再エネ100%」を達成する目標を公表し、進捗を毎年報告する制度、国際企業イニシアチブ。

【主な参考文献】

[1] 経済産業省 HP「知っておきたいサステナビリティの基礎用語～サプライチェーンの排出量のものさし「スコープ1・2・3」とは」

(<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/scope123.html>)

[2] 環境省、経済産業省「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.8）」（2026年3月）

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/GuideLine_ver.2.8.pdf)

[3] 金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」各種資料

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/sustainability_disclose_wg_index.html)

[4] 高村ゆかり「日本の開示義務化における GHG プロトコル改定の意味」（自然エネルギー財団セミナー、2025年11月25日）

[5] European Commission Eco-Management and Audit Scheme(EMAS)(https://green-forum.ec.europa.eu/green-business/emas_en)

[6] European Green Deal

(https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en)

[7] EU Green Public Procurement

(https://green-forum.ec.europa.eu/green-business/green-public-procurement_en)

[8] 環境省「政府実行計画の改定について」（令和6年10月31日）

(<https://www.env.go.jp/council/content/06earth04/000262247.pdf>)